

第3章 高齢者の居住の安定確保に向けた施策の基本理念・目標

1 基本理念

超高齢社会を乗り越えるためには、一人ひとりが自分自身の人生の設計図を描き、生涯にわたり輝き続けることのできる社会が求められています。

このような社会を実現するためには、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営めるよう、高齢者が安心して暮らせる住まいづくりと、高齢者がいきいきと暮らせるまちづくりを実現することが重要となります。

そこで、この計画における基本理念を次のとおり定めました。

人生 100 歳時代に向けて、高齢者が安心していきいきと暮らせる「いのち輝く住まいまちづくり」の実現

2 高齢者の居住の安定確保に向けた目標

(1) 高齢者の居住の安定確保に向けた施策目標

「ともに生きる社会かながわ憲章」のもと、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現するため、基本理念を踏まえ、下記の施策目標を設定し、住宅施策と福祉施策の一体的な取組を展開していきます。

ア 高齢者が住み慣れた地域で住まい続けるための環境の整備

居住コミュニティの活性化による高齢者が生活しやすい住まいまちづくりや地域包括ケアシステムの強化により、生活サービスや介護・医療サービスを充実させ、高齢者の暮らしを地域で支えます。

イ 高齢者の暮らしを支える高齢者向け住宅や施設の整備

高齢者向けの賃貸住宅や施設の計画的な整備により、高齢者の居住環境の向上を目指します。

ウ 高齢者の住まいのセーフティネット機能の充実

公的賃貸住宅¹やセーフティネット住宅の供給により、低廉な家賃で提供される住宅の確保を促進します。

¹ 公的賃貸住宅：地方公共団体、地方住宅供給公社、独立行政法人都市再生機構などの公的機関が供給する賃貸住宅。

(2) 高齢者向け賃貸住宅及び高齢者施設等の供給目標

ア 高齢者向け賃貸住宅

サービス付き高齢者向け住宅の供給目標は、近年の入居者数や登録戸数、入居率の推移、高齢者の推計人口等から必要と想定される戸数を推計し、次のとおりとします。

区分	年度	2033(令和15)年度まで
サービス付き高齢者向け住宅		19,500戸(累計)

また、高齢者向け賃貸住宅については、高齢者が安心して暮らし続けることができるように、適切な維持管理の促進を図ります。併せて、多様なニーズに対応した良質な住環境の確保と高齢者向け住宅の供給促進に努めます。

サービス付き高齢者向け住宅



イ 高齢者施設等

高齢者施設等の整備については、「かながわ高齢者保健福祉計画」による目標量とします。